

公益財団法人放射線影響研究所
研究費不正使用防止計画

公益財団法人 放射線影響研究所 理事長
平成 24 年 8 月 29 日策定
令和 2 年 3 月 26 日改定

	不正発生要因	対応する不正防止計画	担当部署等
物品関係	<ul style="list-style-type: none"> ・機関のルールを十分に認識していない ・機関のルールに違反する 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入担当課以外の職員が物品を発注することや納品確認することはできない等、「物品購入に関する取扱要領」の遵守を徹底する ・外部研究資金については、当該研究資金の使用ルールを周知し、遵守を徹底する ・取引業者に対し、当研究所との契約手続、支払条件及び納品方法について説明を行う ・一定の取引実績のある業者から、不正に関与しないこと等を明記した誓約書を徴取する ・不正な取引に関与した業者に対しては「物品購入等の契約に関する取引停止等の取扱基準」に基づき、取引停止等の措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・用度課 ・長崎会計課
	<p>年度末に物品の購入が集中する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費執行状況を適時、確認する ・年度途中で、各部に対し当該年度の研究費執行見込の提出を求め、計画的な執行を喚起する ・外部研究資金については、当該研究資金の使用ルールを周知し、遵守を徹底する ・外部研究資金の毎月末の執行済額を、研究員と経理事務担当者に通知し、計画的な執行を促す ・外部研究資金のうち科学研究費助成事業(科研費)及び厚生労働科学研究費(厚労科研)については、研究費の使用開始前に、年間執行計画表の提出を義務付ける ・関係職員は、上記により購入の必要性を含め、研究費の執行状況を把握し、必要に応じて確認を行うことにより、不正使用や目的外使用を防止する 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・各部庶務係 ・会計課 ・用度課 ・長崎会計課 ・コンプライアンス推進責任者(研究部部長及び事務局長)
雇用関係	<p>外部研究資金で研究協力者等を雇用する場合、当該外部研究資金のルールを十分に認識していない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研究資金での雇用については、全て人事課による雇用確認(手続)を行わなければならないことを関係職員に対して周知徹底することにより、架空雇用や重複雇用等の不正を防止する ・外部研究資金による謝金の支払手続きについては、機関ルールに従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・人事課
支払関係	<p>関係書類等の確認が形だけになっている</p>	<p>支払いまでに研究費執行に携わる職員それぞれが、関係書類等により架空・虚偽等の有無の確認を徹底し、カラ出張、架空雇用、架空取引等の架空請求を防止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部庶務係 ・会計課 ・用度課 ・人事課 ・長崎庶務課 ・長崎会計課

管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の取扱いや不正使用防止に関する情報が機関全体で共有されていない 研究費が公的な資金(日米両政府補助金、各省庁研究費等)であるという意識が希薄である 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研究資金について、資金拠出機関が開催する説明会には、外部研究資金の事務担当係だけでなく、研究費の執行に携わる関係職員も出席し、情報を共有し、事務担当係による説明会の開催により他の関係職員とも情報共有を図る 「倫理及び法令遵守に関する指針」を遵守する 職員の不正使用防止の意識向上を図るため、コンプライアンス研修等を継続し、意識付けを図る APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)の単元「公的研究費の取扱い」をコンプライアンス教育の一つとして位置づけ、受講を義務付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 コンプライアンス推進責任者(研究部部長及び事務局長)
	<p>機関全体の視点からのモニタリング及び内部監査体制が整備されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の研究費の執行額についてのモニタリングに加え、機関全体で研究費の執行をモニタリングするしくみを整備する 外部研究資金も含めた内部監査による指摘事項については、関係部署に周知し改善を図ることにより、不適切な事例の再発防止を図る 内部監査体制整備に関する研修が開催される場合は、会計課職員等の受講を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 会計課 事務局長
	<p>機関のルールが古く、社会通念との乖離がある</p>	<p>関係部署は運用ルールを見直し、不正につながる内容は、随時改正する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長 総務課 人事課 会計課 用度課 長崎庶務課 長崎会計課